次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第4期）

社会福祉法人　札幌恵友会

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

2. 実施計画

① 所定外労働の削減のための措置実施

・各施設の管理者に施設別所定外労働時間の把握と前年比など分析結果を配付し、各部署の責任者を通して、業務の効率化・内容の見直しを促進させる。また、所定外労働の多い職員に対して上長より個別指導を実施することで、意識づけを行なう。

方　法：各施設の運営会議を通じて、職員へ周知する。

期　間：令和7年3月31日まで

② 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

・年次有給休暇取得促進にあたり、計画年休の実施、また、半日単位や時間単位（年5日の上限）の年休取得を有効活用することにより、積極的に取得促進に向けて取り組みを図る。

方　法：参考資料を配付し、職員へ周知する。

期　間：令和7年3月31日まで